

尼崎市立尼崎高等学校男子バレーボール部における体罰事案について(報告)

令和元年 5 月 20 日
尼崎市教育委員会

1 はじめに

平成 31 年 4 月 29 日に、市立尼崎高等学校において発生した体罰事案は、かけがえない子どもの命や人権を、学校現場において教員自らが脅かしたという許されざる行為であるにもかかわらず、必要な初期対応や報告を怠り、更には、体罰により生徒がけがをした事実の公表を、当初、不十分な確認により欠くなど、その不適切な対応が学校や教育委員会への大きな不信を抱かせるものとなった。

本報告は、これらの反省にたち、教育委員会として、具体的な体罰事案の内容や事案発生後の対応等について、関係者への事情聴取とともに生徒への聴き取り調査等の協力も得る中で可能な限り明らかにし、ここに公表するものである。

本報告に基づき、体罰事案に関与した加害教員やその他教員の非違行為について、それぞれ厳正な対処を速やかに行うとともに、今後の再発防止の取り組みにも活かしていく。

2 調査の概要

本報告書作成に当たっては、学校管理職及び男子バレーボール部の指導教員に対する事情聴取をそれぞれ複数回行うとともに、男子バレーボール部員に対する聴き取り及びアンケート調査を実施した。

(実施期間)

(1) 学校管理職及び男子バレーボール部の指導教員

- ・ 事情聴取 令和元年 5 月 10 日 (金) ~ 20 日 (月)

(2) 男子バレーボール部員

- ・ 聴き取り調査 令和元年 5 月 14 日 (火) 現場体育館に居合わせた生徒対象
- ・ アンケート // 男子バレーボール部員全員対象

3 当日の加害行為について

(1) 体罰

ア 発生日時

平成 31 年 4 月 29 日 (月・祝) 午前 11 時頃

イ 発生場所

市立尼崎高等学校北館 4 階体育館

ウ 加害教員

男子バレーボール部副顧問（コーチ）

（28歳男性。平成29年度から地歴公民の臨時講師）

（以下、「加害コーチ」という。）

エ 被害生徒

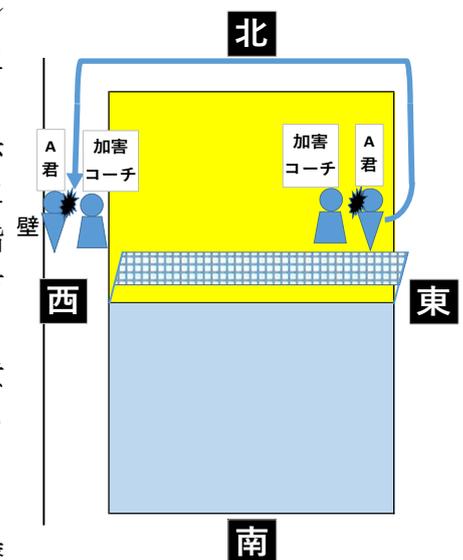
体育科3年 A君

オ 関係者

- ・ 男子バレーボール部監督（以下「監督」という。）
- ・ 加害コーチ以外の男子バレーボール部コーチ（以下「Bコーチ」という。）
- ・ 尼崎高等学校長（以下「校長」という。）
- ・ 尼崎高等学校体育科担当教頭（以下「体育科教頭」という。）

カ 概要

男子バレーボール部の練習中、A君が1年生にプレーの指導をしていたところ、他の生徒がスパイクしたルーズボールがネット付近にまで転がってくるので、加害コーチが、ボールをきちんと拾うようA君に指示した。A君は、後輩の指導に集中しており、ボールに気づかなかつたことを主張し、加害コーチは、当該指示のやりとりの中でA君が示した態度に腹を立て、右図のように移動しながら10回以上平手打ちをした。その後、再度指導しようとした時A君は崩れ落ち、意識を失った。なおその間、加害コーチがA君に向かって、「サイコパス」と言ったとの複数の証言がある。



キ 被害生徒の負傷（診断書による。）

脳震盪、顔面打撲 受傷日より約1週間程度の加療
左鼓膜裂傷 治療期間約2週間

(2) 救護措置

ア 加害コーチ

- ・ A君が意識を失ったことにパニックとなった加害コーチは、A君に呼び掛けたり、呼吸の確認をしたが、救急車を手配するなどの適切な救護措置を行わなかった。
- ・ 加害コーチは、本館6階体育館にいる監督にA君の状況を伝えに行き、監督が北館4階にきたときには、A君が意識を失ってから20～30分程度経過していた。
- ・ 加害コーチは、A君が一時意識を失う重篤な状況に陥ったにもかかわらず、加害当日、家族には、「叩いてしまって謝罪に行きます。」としか伝えなかった。

イ 監督

- ・ 監督は、『A君に「大丈夫か。」と言ったら「うん。」とか「はい。」とか反応

があったので、加害コーチらとともに A 君をエレベーターホールに運び、エレベーター前のベンチに寝かせた。そこで、「大丈夫か。」と声をかけたり、呼吸や脈、心拍数を見、手を動かしたり、簡易な計算とか簡単なヒアリングをしたが、反応が良かったので、脳震盪でぼーっとしている状態かと思った。』と言っている。

- ・ 監督は、A 君を座らせ、水分を補給させるとともに、汗をかいていたのでトレーナーに着替えさせた。また、手を曲げさせたり、足をさすったりして手の指とか足のしびれがないか、確認した。
- ・ 部員が昼食を持ってきたので、監督は、体育館フロア内の教官室で食べたらいよいよと思い、A 君を教官室に移動させ、休ませた。A 君はこの頃から記憶がはっきりしていると言っている。

4 加害コーチの過去の体罰について

(1) 本人の供述と生徒のアンケートの記載が合致したもの

- ・ 平成 30 年 8 月、2 年生の顔にボールを押し付けた。
- ・ 平成 31 年 3 月、3 年生の首を掴んで投げた。3 年生はパイプ椅子のところに転がり、足を打ち付けた。

(2) 生徒のアンケートの記載から疑われる加害コーチの体罰

- ・ A への複数回の平手打ち
- ・ 部員への平手打ち
- ・ 部員への蹴り
- ・ 部員の胸を強く押す
- ・ 部員の服を引っ張り、倒そうとする
- ・ 平成 31 年 3 月又は 4 月、練習試合で部員を押し倒してステージ裏で膝を蹴った
- ・ 押し倒した
- ・ 入学してからちょっとたったとき（今年 4 月頃？）に、2 年生の胸をこぶしで殴った
- ・ 部員の胸ぐらをつかみ放り投げた
- ・ 3 月頃ビンタされた
- ・ 部員を何回か叩いた
- ・ 試合で負けた後の集合で部員を 1 人ずつビンタした
- ・ ボールで顔を叩く、ぶつける
- ・ 春休みの練習試合の際、アップ不足の部員を壁に追い詰める。同時期の練習中、別の選手に対しても同じように壁に追い詰めていた（いずれも監督不在時）
- ・ 福岡遠征の際、その場にいたメンバーが全員ビンタを 2 回ずつされた

- ・ 部員にボールを投げつけることはよくあった
 - ・ 平成 30 年 12 月の合宿で数回殴られた
 - ・ 4 月の練習試合で部員を投げ飛ばした
 - ・ 練習でよくボールを選手にぶつけていた
- ※ 上記生徒のアンケートの記載は、重複するものがある可能性がある。

5 加害コーチ以外の指導者(監督、B コーチ)の体罰について

(1) 監督

「たまに部員の髪を引っ張っていた」との情報を元に本人に確認したところ、髪をつかみ「わかっているか。」と言ったことがあると言っている。

(2) B コーチ

体罰はしていないと言っており、現時点において、体罰に関する情報は確認されていない。

6 事案発生後の報告状況について

本件体罰事案について教育委員会が最初に知ったのは、5月7日午前、公務のため市立尼崎高校を訪問した教育委員会職員が、直前に同校に入電した匿名の体罰情報の報告を受けた時であり、教育委員会はこれを受け、同7日から翌日にかけて学校側への調査を行った。

当該学校側への調査においては、学校側からは体罰の報告はあったものの、A君が意識が失ったこと並びに脳震盪、顔面打撲及び左鼓膜裂傷(以下、「けが」という。)の診断を受けたことなどについては、報告がされなかった。

(1) 加害コーチ

加害コーチは、4月30日8時30分頃に、A君の父親からの電話で29日深夜に救急病院へ行ったことと30日に耳鼻科を受診することを知った。

また、同日20時頃に、A君の父親との電話で、左鼓膜裂傷のことを知ったが、5月7日に学校が調査するまで、自分が体罰を行ったこと、A君が意識を失ったこと及びA君のけがの状況について学校管理職に報告しなかった。

(2) 監督

監督は、A君が加害コーチの体罰により意識を失ったことは、4月29日の体罰後の現場に居合わせた際に把握した。また、4月30日午後、A君の母親との電話で、左鼓膜裂傷のことを知った(※)。

※ A君の母親は教育委員会の聴取時に上記のように説明をしたが、監督は左鼓膜裂傷のことを知った日を5月1日と主張している。ただし、加害コーチが学校管理職に報告した際のメモには、30日には、A君の父親と監督が左鼓膜裂傷について話をしていることが伺われる記載がある。

しかしながら、5月7日に学校が調査するまで、加害コーチが体罰を行ったこと、A君が意識を失ったこと及びA君のけがの状況について学校管理職に報告しなかった。

また、5月7日の学校管理職への報告の際に監督が作成したメモには、事案発生時のA君の様子について、「脈も呼吸も正常で、受け答えもできた」と記載するのみで、A君がけがをしたこと及びA君のけがの状況は一切触れられていなかった。

このことについて監督は、A君の両親が体罰事案を大ごとにしたくないと言っている(※)ためと主張している。

※ このことについてA君の保護者は、『「大ごとにしたくない」は、今回の事案が公表されることの影響がA君や他のバレー部員に及ぶことを心配する中、報道機関への発表は望まないという趣旨で配慮をお願いしたものであり、体罰があったことをクラブ内でとどめたり、けががあったことを隠して報道してほしいという趣旨ではない』とのことであった。

(3) 体育科教頭

体育科教頭は、5月7日3限目終了後の監督及び加害コーチへの聴き取り並びに6限目終了後の加害コーチからの報告メモで、加害コーチがA君に対し体罰を行ったこと、A君が意識を失ったこと及びA君のけがのことを知ったが、A君のけがの記述等がない監督のメモを元に、教育委員会に報告するための原案を作成した上で、加害コーチ及び監督がそれぞれ作成したメモを添付して校長へ手渡した。

なお、体育科教頭自身が作成したメモには、加害コーチが体罰を行ったことについては記載しているものの、A君が意識を失ったこと及びけがをしたことについては記載していなかった。

(4) 校長

5月7日～8日の教育委員会の調査に対し、校長は、加害コーチがA君に体罰を行ったことについては報告したが、A君が意識を失ったこと及びA君がけがをしたことについては報告をしなかった。

このことについて、校長は、5月9日19時過ぎ、A君の両親と面会して初めてけがのことを知ったと主張しているが、5月7日には、加害コーチからの報告メモを体育科教頭経由で受領しており、けがのこと等を知り得る状況にあった。

(5) 教育委員会

5月7日午後、教育委員会が校長に対し、加害コーチの体罰の事実確認を行った際、校長からは、体育科教頭が作成したメモをもとに、加害コーチによるA君に対する体罰についての説明はあったが、A君が意識を失ったこと及びけがをしたことなどについては報告がなかった。

また、教育委員会が、当該校長の説明に関して、より詳細を把握するために学校側に対して確認した事項（A君の様子に関する確認を含む）に対する学校側の回答においても、A君が意識を失ったこと及びけがをしたことなどについては報告がなかった。

さらに、翌日、教育委員会職員が、電話で校長に対し、当該事案に関するさらなる詳細の確認を行った際も、同様に、A君が意識を失ったこと及びけがをしたことなどについては報告がなかった。

ただし、教育委員会は、当該事案に関する報道発表を行うにあたって、A君の保護者に報道発表をする旨を伝達するよう、学校に対し指示はしたものの、A君本人やA君の保護者、加害コーチに対し、直接事実関係等を確認しないまま、5月9日午前に、学校側からの報告を尊重し、本件体罰事案に関する報道発表を行い、「けがはない」旨の情報を公表した。

7 教育委員会の判断

上記3から6を踏まえ、今回の事案については、①「体罰」の有無、②適切な救護措置の実施の有無（安全配慮義務違反の有無）、③「体罰」及びA君のけがの状況についての学校管理職又は教育委員会への報告義務違反の有無の3点から、それぞれの関係者の当時の行為を評価することとする。

(1)-1 本事案に関する「体罰」の有無

ア 加害コーチ

今回の事案において、加害コーチは、A君を10回以上平手打ちし、一時意識を失わせるとともに、脳震盪、顔面打撲及び左鼓膜裂傷のけがを負わせており、身体に対する強い侵害を内容とする体罰を行ったものと判断する。

(1)-2 指導者の過去の「体罰」の有無

ア 加害コーチ

本事案に関する関係生徒等への調査から明らかになった加害コーチの過去の体罰（加害コーチ本人の供述と生徒の証言が合致している過去の2件の体罰に限る）についても、「顔にボールを押し付ける」、「3年生の首をつかんで投げる」など、身体に対する侵害を内容とするものであり、体罰と判断する。

また、生徒等からの証言に基づくその他の行為も体罰の可能性が極めて高く、

加害コーチによる体罰が常態化していたものと思われる。

イ 監督

監督についても、過去に、生徒の髪をつかみ「わかっているか。」と言った行為は、生徒の身体に対する侵害を内容とする体罰と判断する。

(1) 適切な救護措置の実施の有無（安全配慮義務違反の有無）

学校が、生徒の命の安全を守るための「安全配慮義務」があることは自明の理である。このため、学校における教育活動中に、生徒に健康上の障害が発生した際には、教員は、適切な救護措置を取る義務がある。

ア 加害コーチ

自らの体罰でA君が20～30分意識を失ったにもかかわらず、その間、救急車を手配するなどの救護措置を行わなかった。

また、加害当日、家族に、自身の体罰の具体的態様や、A君の事案発生時の様子を伝えなかった。

このことは、A君の安全を守る観点から極めて不適切な行為であり、生徒の教育活動中における教員の安全配慮義務に違反している。

イ 監督

監督は、体罰が行われた北館4階体育館に着いた際に、加害コーチによる体罰を把握し、かつ、そのことによりA君が脳震盪を起こした可能性が高いことを把握しながら、救急車を呼んだり、医療機関の受診をさせなかったりしたことは、A君の安全を守る観点から極めて不適切な行為であり、生徒の教育活動中における教員の安全配慮義務に違反している。

なお、監督は、北館4階体育館に着いた際、「A君が呼びかけに反応した」と主張しているが、A君は、監督にエレベーターホールから教官室に連れていかれたところくらいから記憶がはっきりしていると言っており、また、監督が到着した時、A君は目を瞑っていたとの話もあるので、監督が到着した時点では、A君は完全に意識を取り戻していなかったものと考えられる。

ウ Bコーチ

体罰の現場に到着してすぐに監督が到着したため、アイシングできるものを取りに行き、ゼリーやおにぎりを買ったため、救急車を呼ぶなどの救護を判断する立場でなかったものと判断する。

(2) 「体罰」及びA君のけがの状況についての学校管理職又は教育委員会への報告義務違反の有無

体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、

教員等及び学校への信頼を失墜させる行為であることから、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（文科省）（平成 25 年 3 月 13 日 24 文科初第 1269 号）においても、「校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整備することが必要」とされている。

このことから、教員が体罰を行った場合や、他の教員の体罰を把握した場合には管理職に報告することは、教員としての当然の責務である。

本調査では、今回の体罰行為の悪質さやけがの重篤度に鑑み、「体罰があったこと（したこと）」、「A 君が意識を失ったこと」及び「A 君がけがをしたこと」を認識していたにも関わらず、それらを学校管理職等に報告をしなかった場合は、その理由にかかわらず「報告義務違反」と定義し、学校管理職等への報告を意図的に行わなかったことが確認された場合又は教員の職責に鑑みれば通常であれば当然報告するであろう状況において当該報告を行わなかった場合には「隠ぺい」と定義し、それぞれ次のように判断した。

ア 加害コーチ

自分自身の体罰により A 君が一時意識を失うなど深刻な事態に至っているにもかかわらず、5 月 7 日に学校管理職からの聴き取りがあるまで、「体罰をしたこと」、「A 君が意識を失ったこと」及び「A 君がけがをしたこと」を報告していなかったことは、「報告義務違反」にあたる。

イ 監督

4 月 29 日の事案発生後、「体罰があったこと」、「A 君が意識を失ったこと」及び「A 君がけがをしたこと」を把握していたにも関わらず、5 月 7 日に学校管理職からの聴き取りがあるまで、「体罰があったこと」を報告しなかったことは、「報告義務違反」にあたる。

なおかつ、学校管理職からの体罰に関する聴き取りがあったにも関わらず、監督は、学校管理職に対し「体罰があったこと」を報告するのみで、「A 君が意識を失ったこと」及び「A 君がけがをしたこと」について自ら報告していないことは、教員の職責に鑑みれば通常であれば当然報告するであろう状況において、当該報告を行わなかったと判断され、「隠ぺい」にあたる。

ウ B コーチ

B コーチは、北館体育館に B チームの様子を見に行った時に、A 君が倒れている現場に出くわしたが、ぶつかったか何かでけがをしたのかと思ったと供述しており、体罰の認識はなかった。

エ 体育科教頭

監督及び加害コーチからの報告により、「体罰があったこと」、「A 君が意識を失ったこと」及び「A 君がけがをしたこと」を把握していたにも関わらず、校長

に対して、「体罰があったこと」のみを記載したメモを自ら作成し報告したことは、例えば、当該メモに、加害コーチ及び監督がそれぞれ作成したメモを添付していたとしても、極めて不適切であり、限りなく「隠ぺい」に近いと判断する。

オ 校長

校長が教育委員会に報告する際には、既に、「体罰があったこと」、「A君が意識を失ったこと」及び「A君がけがをしたこと」が記載された加害コーチのメモを受け取っており、「体罰があったこと」以外の事実についても把握可能な状況であった。

当該加害コーチのメモを確認していなかったとすれば、「隠ぺい」にあたるとはいえないが、体罰の実態を適切に把握する責務を有する校長として職務を適切に遂行しているとは言えず、極めて不適切な対応である。

8 当初の教育委員会の記者発表においてけがの事実が公表されなかったことについて

(1) 教育委員会における課題認識

今回の体罰事案の一連の報道に関して、教育委員会は、5月9日には、学校の報告に基づき、「けがはなかった」と発表し、その後、会見内容に対するA君の家族からの指摘や匿名の通報により、けががあったことの実態を把握し、各報道機関に発表内容の訂正を行うこととなった。

これにより、教育委員会と学校ぐるみの意図的な隠ぺいの疑いや、報道姿勢への不信を抱くこととなったが、その原因については、主に下記のような問題点があったものと考えており、教育委員会及び学校は深く反省しなければならないものと認識している。

今後、二度とこのようなことのないよう、事実の公表や報道への対応の適正化を図っていく。

(主な問題点)

- ・ 事実確認に際し、十分にその信ぴょう性を確認せず、学校側の報告を尊重したこと。
- ・ 5月7日の発覚から9日の報道発表までの間、少なくともけがの有無、程度などの重要な点については、本人、家族、関係者への確認を教育委員会からも直接すべきであったこと。
- ・ 校長や学校関係者に対する情報公開や危機管理対応の重要性の指導が不十分であったこと。

(2) 学校において「体罰」、「安全配慮義務違反」、「報告義務違反」及び「隠ぺい」等を招いた背景の検証の必要性

今回確認できた学校における「体罰」等については上述のとおりであるが、今

後、再発防止策の検討はもちろん、日頃の学校の管理運営体制、部活動の指導・運営体制、さらには、部活動を含む学校全体の組織風土にかかる課題が、今回の「体罰」や「隠ぺい」等を招く要因として影響していなかったかなど、幅広い角度から検証していく必要がある。

以 上